

[事案 2024-288] 新契約取消請求

・令和7年12月22日 裁定終了

<事案の概要>

保険料のほとんどが積み立てられ、好調に運用されるものと誤認したことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年6月に乗合代理店を通じて契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は、設計書を示す際、「規則で決められているので運用利率6%以上の数字は出せないが、現在は6%よりもずっと高い率で運用されている」と説明した。自分が、運用が不調になることの懸念を述べた際、募集人は、「過去のどの期間をとっても、短期では運用成績が落ち込むことがあるが、10年以上の長期で見れば元本を割るような下がり方はしていない」と説明した。募集人は、過去に契約した顧客の契約内容を提示し、運用が好調で、積立金額が支払保険料の推計額より大きく上回っていると説明した。
- (2) 自分は独身であって老後の資産形成のみが目的であり、死亡保障は不要であると意向を述べたが、募集人は、払済にすれば保障に回される額が減らせると述べ、変額保険に入り一定期間後に払済にすることを勧めた。
- (3) 払込保険料に対し、保障に回される額がどのくらいかと質問したところ、募集人は、「微々たるもの」と説明した。
- (4) クーリング・オフについて、契約時および契約後のいずれも説明がなかった。契約締結前交付書面は渡されていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から老後貯蓄の意向を聴取して、4回の面談を重ねて、契約締結に至った。重要事項について、契約締結前交付書面、特別勘定のしおり、約款を使用して説明し、資料を申立人に手交した。
- (2) 募集人は、運用実績については、設計書に記載のとおり、複数の運用事例を説明し、今後の運用成果を保証するものではない旨を説明した。
- (3) 申立人が、保険料の長期支払いに不安を述べていたため、1つの例として5年払済シミュレーションを設計書に添付し、保険料の長期支払いが困難となった時、払済保険という制度があることを説明した。
- (4) 募集人は、クーリング・オフについて、契約締結前交付書面を使用して、説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

